

総社市告示第17号

総社市空き家リフォーム助成金交付要綱を次のとおり定める。

平成31年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市空き家リフォーム助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自己の居住の用に供するため、空き家を取得し、リフォーム工事を行う者に対し、予算の範囲内において総社市空き家リフォーム助成金(以下「助成金」という。)を交付することにより、移住定住の促進と空き家の有効な利活用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するものをいい、専ら自己の居住の用に供する住宅(併用住宅にあつては、延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供しているもの)をいう。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸、販売等営利を目的とするものは除く。
- (2) 空き家 居住の用に供しなくなってから1年以上が経過している住宅をいう。
- (3) リフォーム工事 空き家の機能又は性能を向上させるために行う工事のうち、別表に掲げる工事をいう。
- (4) 定住 本市を住所地として5年を超える期間継続して住民基本台帳に記載され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (5) 被災者 平成30年7月豪雨災害により居住していた住宅が被災した世帯に属していた者をいう。

(助成対象の空き家)

第3条 助成金の交付の対象となる住宅(以下「助成対象空き家」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空き家であること。
- (2) 市が示す耐震基準を満たしている又は満たす予定であること。

(助成対象者)

第4条 助成の対象となる者は、助成対象空き家を購入又は相続等により取得し、かつ、リフォーム工事を行う者であつて、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 定住すること。
- (2) 助成事業の認定決定された後、1年以内にリフォーム工事が完了すること。
- (3) 取得する住宅の持分(同一の住宅に係る配偶者の持分を含む。)が2分の1以上あること。
- (4) 世帯に総社市暴力団排除条例(平成23年総社市条例第15号)第2条に規定する暴力団員等がないこと。
- (5) 世帯に市町村税の滞納者がいないこと。

(助成対象経費及び助成金の額)

第5条 助成金の対象経費は、リフォーム工事に要する経費のうち、他の助成制度等における助成対象工事経費を除いた額とする。ただし、リフォーム工事のうち助成対象者自らが行う工事に要する経費は、助成金の対象経費としない。

2 助成金額は、助成対象経費の2分の1以内の額とし、30万円(被災者については50万円)を限度とする。ただし、助成金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 助成金の交付回数は、同一の助成対象空き家に対して1回限りとする。

(助成事業の認定申請)

第6条 助成を受けようとする者は、リフォーム工事契約前に総社市空き家リフォーム事業認定申請書(以下「認定申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、昭和56年6月以降に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する確認を受けて建築された空き家のリフォーム工事を行おうとする者は、建築確認済証をもって第7

号の書類に替えることができる。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 空き家であることが確認できる書類
- (3) リフォーム工事に要する経費に係る見積明細書の写し
- (4) 空き家の位置図
- (5) リフォーム工事の内容がわかる図面
- (6) リフォーム工事前の写真
- (7) 耐震診断報告書
- (8) 世帯に市町村税の滞納者がいないことを証する書面
- (9) その他市長が特に必要と認める書類

2 空き家の取得後6月を経過している者は、リフォーム工事契約前であっても認定申請書を提出することができない。

(事業認定通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定による認定申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、総社市空き家リフォーム事業認定（不認定）通知書により通知するものとする。

(変更等の手続)

第8条 前条の規定により、事業の認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、認定申請の内容を変更し、又は取り下げるときは、総社市空き家リフォーム事業変更（取下）承認申請書（以下「変更等承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更等承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、総社市空き家リフォーム事業変更（取下）承認通知書により通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第9条 助成金の交付を受けようとする認定者は、リフォーム工事完了後、速やかに総社市空き家リフォーム助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類及び第7条の規定による事業の認定を受けたときに市が示す耐震基準を満たしていなかった者にあつては耐震改修工事を行ったことがわかる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 居住開始日以降に交付された世帯全員の住民票の写し
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) リフォーム工事に要した経費に係る明細書の写し
- (4) リフォーム工事に要した経費に係る領収書の写し
- (5) 建物登記事項証明書の写し
- (6) リフォーム工事後の写真
- (7) 定住誓約書
- (8) その他市長が特に必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、総社市空き家リフォーム助成金交付決定（却下）通知書により通知するものとする。

(助成金の請求)

第11条 前条の規定による助成金の交付決定通知を受けた者（以下「助成金交付決定者」という。）は、総社市空き家リフォーム助成金請求書により、助成金を請求するものとする。

(交付決定の取消等)

第12条 市長は、助成金交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、やむを得ないと認める場合を除き、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 提出した書類に虚偽又は不正があつたとき。
- (2) 定住しなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により、助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の返還を命ずる場合は、総社市空き家リフォーム助成金交付決定取消（返還）決定通知書により通知するものとする。

(報告及び実地調査)

第13条 市長は、必要があると認めたときは、助成金交付決定者に報告を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、既に助成対象空き家を取得した者及び助成対象空き家を取得し、かつ、リフォーム工事を行った者が被災者である場合は、第6条の規定にかかわらず、認定申請書を提出することができる。この場合において、リフォーム工事が完了している者については、第9条中「リフォーム工事後」とあるのは「第7条の規定による事業の認定を受けた後」と読み替えて適用するものとする。

別表（第2条関係）

区 分	内 容
木工事	部屋の増減築，間仕切りの変更，床材・内壁材等の変更等
屋根工事	屋根材葺替え，雨漏り修理，屋根瓦の補修等
サッシ工事	玄関建具取替え，断熱サッシ工事，シャッター取付け等
建具工事	各種建具取替え（ドアノブ・鍵・戸車・レール取替え）等
内装工事	床・天井・壁等のクロス貼替え等
外装工事	外壁の改修・張替え（外壁吹付け直し，コーキング補修）等
塗装工事	屋根塗替え，外部鉄部塗替え等
左官タイル工事	室内壁塗替え，内外タイル貼替え補修等
電気工事	電気配線等の工事
給排水設備工事	給湯設備，浴室・洗面・トイレ・キッチン改修工事等
エクステリア工事	住宅と一体化しているテラス，ベランダの設置，改修等
省エネ設備工事	住宅に組み込まれる省エネ設備の設置工事（家庭用蓄電池，高効率給湯器，雨水貯蓄設備等）